

**Q 1 車を購入するため、共済組合の貸付けを受けたいのですが、どの種類の貸付けが利用できるのでしょうか？**

A 1 「一般貸付け」を利用することができます。「一般貸付け」の内容は、以下のとおりです。

貸付事由	組合員が臨時に資金を必要とする場合
貸付金額	貸付限度額（200万円）までの範囲内で、必要額以内の金額（10万円単位）
償還回数	120回以内
貸付利率	年1.32%（新規貸付の場合(借換を含む)） <b>※変動金利</b>

※ 自動車購入代金の支払方法について、全部又は一部をカーローンとした場合、そのローンに充当した金額については、貸付の対象となりません。

※ 借換えは、以前貸付けを受けた月の初日から通算して2年間が経過しなければ、できません。

※ 組合員期間が6月未満の方は、共済組合の貸付けを受けられません。

※ 組合員のうち、再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員及び任意継続組合員は、「一般貸付け」を受けられません。

なお、再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員のうち組合員期間が6月以上の共済組合員は「特別貸付け」を利用できます。